

被保険者および被扶養者の皆様へ

令和3年3月8日
東京都電機健康保険組合

「緊急事態宣言」再延長に伴う対応について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合の事業につきましては、1月7日付での「緊急事態宣言」の発出、2月2日付での宣言期間延長（3月7日まで）を受け、保健施設事業である 直営保養所「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」を休館とし、利用停止としているところです。

このような中、報道等でご承知のとおり3月5日に、同月21日までの「緊急事態宣言」の再延長が決定されました。

つきましては、同施設について、下記のとおりこれまでの取扱いを再度延長させていただくことといたしました。

日頃より当組合の保健施設等をご利用いただいている皆様には、引き続きご不便をおかけいたしますが、何より加入員の皆様の安全確保の観点からの措置でありますことから、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 直営保養所

「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」とも、「宣言期間」中を休館。
なお、再開につきましては、解除日から5日後を目途に再開する予定としています。

※1) 3月8日(月)より3月21日(日)まで予約されている方につきましては、組合より上記内容のご連絡をさせていただきます。

※2) 3月22日以降利用分につきましては、下記のとおりといたします。

- ・3月22日から3月末日までの新規予約の受付は行いません。
- ・4月利用分は通常通り順次お受けしております。
- ・再度の延長がなされた際には、改めて予約されております方にご連絡をさせていただきます。

※3) 今後の状況等により変更となることもございます。その際には改めてお知らせいたします。
ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ》

保健施設に係るお問い合わせは

保健事業部 健康事業課 03-3834-7216